

## 国際大会への選手団派遣規程

### 第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）が、国際パワーリフティング連盟（以下「IPF」という）が公認する海外の競技会（以下「国際大会」という）に派遣する日本代表選手団（以下「選手団」という）に関する事項を定めるものである。

### 第2条（選手団の編成等）

- 1 選手団は、第4条により選考される競技者の他、団長（監督）、副団長（監督補佐）、コーチ、帯同審判員等の役員により編成する。
- 2 競技者を除き、前項で定める役員は、国際委員会と技術委員会が協議の上で選出し、理事会の承認を得なければならない。この場合、別途定める選考基準に従うものとする。
- 3 第1項に定める役員その他、国際大会の事情に応じて、国際委員会及び技術委員会の推薦に基づく理事会の承認により、必要な役員を選手団に加えることができる。
- 4 本協会は、前二項に基づいて承認した役員に委嘱状を発行する。
- 5 役員を担当任務は次のとおりとする。
  - (1) 団長は、常に国際委員会と連携して、選手団の渡航手続き等の派遣事務全般を統括し、出発前においては、選手団に対して別途定める海外派遣に関する諸注意事項について周知徹底を図り、国際大会の開催地においては、対外折衝窓口を担当するとともに、IPF及びアジアパワーリフティング連盟（以下「APF」という）が主催する国際会議に出席し、併せて国際親善と友好に努めるものとし、帰国後は、速やかに大会の結果を国際委員会及び技術委員会に報告しなければならない。
  - (2) 副団長は、必要に応じて選任されるものとし、選任された場合は団長を補佐し、会計事務、庶務的事項等、その業務を分担するとともに、団長に不測の事態が生じた場合は、その業務を代行する。
  - (3) コーチは、必要に応じて選任されるものとし、国際大会での競技者の支援を担当するとともに、副団長が選任されない場合は、団長を補佐するものとし、団長に不測の事態が生じた場合は、その業務を代行する。
  - (4) 帯同審判員は、国際審判員の資格を有する者であることを必須とし、必要に応じて選任された場合には、有資格者として国際大会の運営に協力するとともに、競技者の支援を担当する。
- 6 選手団は、日本に帰国したときに解散するものとする。

### 第3条（選手団等の行動規範）

- 1 選手団は、出発地、帰国地が団長と異なる等の特別の場合を除き、出発から帰国までの間、原則的に団長の指示に従うものとし、スポーツに携わるものとして一定の規律を重んじるとともに、いかなる場合も、日本を代表する者としての自覚を持って行動し、国際親善と友好に努めなければならない。団長に不測の事態が生じた場合は、前条第5項の規定に従うものとする。
- 2 競技者の肉親、応援団等の個人的な関係にある付き添い者等は、選手団の編成メンバ

一に含めないものとし、これらの付き添い者が選手団との同行を希望する場合は、国際委員会及び技術委員会の許可を必要とするとともに、同行が認められた場合は、団長等の役員<sup>等</sup>の指示に従わなければならないものとする。

- 3 競技者が、第1項の規定に反して規律を乱す行為又は国際親善と友好に反する行為によって問題を起こした場合、当該競技者が海外の競技会の出場権を有しているといえども、理事会の決議により、一定期間、以後の選手選考から除外する等の処分を行うことができる。
- 4 前項の規定は、第2条第1項に定める役員及び本条第2項に定める同行を認められた付き添い者についても適用する。

#### 第4条（競技者の選考）

- 1 国際大会に派遣する競技者の選考は、別途定める国際大会派遣選手選考規程及び国際大会派遣選手選考に関する通達等に基づいて、技術委員会の協力のもとで国際委員会が行う。
- 2 前項により選考された競技者は、理事会の承認を得なければならない。
- 3 第1項の国際大会派遣選手選考に関する通達等は、技術委員会が毎年末に理事会の承認を得て、翌年1月1日付けで公表するものとする。

#### 第5条（申込金の納入等）

- 1 前条により選考された競技者は、国際委員会が指示する所定の期日までに指定された納入先へ必要な申込金を納入しなければならない。
- 2 申込金の額は、別途定めるものとする。
- 3 競技者は、申込金を第1項に定める所定の期日までに指定された納入先へ納入しない場合、選手団の編成メンバーから除外されるものとする。
- 4 団長は、帰国後、速やかに国際大会派遣に関する収支報告を国際委員会に行うとともに、大会参加費等の競技会に必須の金額を除いて剰余金が発生した場合は、国際委員会に送金するものとし、国際委員会は当該剰余金を該当する選手団のメンバーに還元しなければならない。ただし、不足が生じた場合は、別途、団長と協議して解決するものとする。
- 5 国際委員会は、前項に規定する収支報告等について理事会で説明するものとする。

#### 第6条（役員への派遣費等の支給）

- 1 本協会は、選手団の役員に派遣費、その他必要な経費を支給することができる。
- 2 派遣費等の支給額、支給条件、等は、別途定めるものとする。

#### 第7条（競技者への派遣費等の支給）

- 1 本協会は、選手団の競技者に派遣費を支給することができる。
- 2 本協会は、国際委員会からの国際大会の結果報告に基づいて、競技者に報奨金を支給することができる。
- 3 前二項の派遣費及び報奨金の支給額、支給条件等は、別途定めるものとする。

#### 第8条（国際会議等への出席）

- 1 国際大会の開催時期に合わせてIPF、APF等が国際会議を開催する場合、第2条

第5項第1号の規定により団長が出席する。但し、団長に支障が生じた場合、副団長が代わりに出席するものとする。副団長の選任がない場合は、コーチ等の選手団役員がその任を代行するものとする。

- 2 前項の規定に基づいて団長が出席する国際会議において、本協会として議案提起をする場合、その議案内容について国際会議の開催前に、本協会の定款第19条第3項に規定する業務執行理事によって構成される業務執行役員会（以下「常務会」という）の承認を得なければならない。このとき、常務会は国際委員会の他、議案内容により関係する専門委員会と協議することができる。尚、国際会議の前に本協会の理事会が開催される場合は、国際委員会は理事会に議案内容について説明又は報告をしなければならない。
- 3 団長は、国際会議において本協会又は日本人選手に影響を及ぼす議題が提起され又は採決が行われると予測される場合には、速やかに常務会及び国際委員会の他、関係する専門委員会に概況に関する連絡又は報告を行い、必要な指示を受けながら対応しなければならない。
- 4 前項において、常務会、国際委員会及び関係する専門委員会への連絡又は報告ができない状況にある場合、自らの判断で適切に対応することができるものとし、事後、直ちにその結果について国際委員会を通じて常務会に連絡又は報告し、必要な指示を受けなければならない。
- 5 団長は、国際会議等の終了後、会議の内容及び結果を文書により国際委員会を通じて常務会に報告するものとし、常務会は遅滞なく関係する専門委員会に連絡する。
- 6 団長は、「国際的パワーリフティング団体の役員・スタッフ推薦に関する規程」に基づいて選任された日本代表役員又は国際委員会の委員（委員長を含む）が国際会議に出席する場合、議案提起、本協会との連絡等の業務担当について協議を行うとともに、連携して対応するものとする。

#### 第9条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

#### 第10条（規程の改廃）

この規程の改廃は、第5条に規定される申込金の額及び第6条及び第7条に規定される支給金額、支給条件等を含めて、理事会で決議する。

#### <附則>

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は平成26年2月22日に改訂し、同日から施行する。
- 3 この規程は平成27年8月10日に改訂し、同日から施行する。
- 4 この規程は平成28年6月1日に改訂し、同日から施行する。
- 5 この規程は平成31年3月9日に改訂し、同日から施行する。